



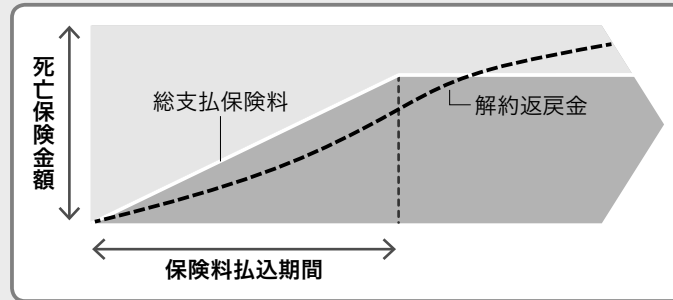
# 法人が加入する保険の種類と効果を押しさえるように

ここでは法人として加入できる保険を挙げ、その仕組みとどんな活用ができるのかを解説する。

## ① 終身保険

### ① 商品の仕組みと 経理処理

図表1 終身保険の仕組み



終身保険は、その名の通り「身が終わるまで」保障する生命保険だ。保険料は一定期間までに払い込み、その後は一生涯の保障を得ることができる。終身保険には解約返戻金があり、期間の経過とともに大きくなっていく仕組みだ（図表1）。契約形態は次のようになる。

契約者…法人  
被保険者…経営者  
保険金受取人…法人

法人で終身保険に加入した場合には、保険料の全額を「保険料積立金」として資産に計上する。保険料の経理上の仕訳は図表2のようになる。

図表2 保険料の仕訳

借方	貸方
保険料積立金〇〇円	現金〇〇円

### ② この保険で対応できる 経営者のニーズ

法人で加入することによって、経営者に万一のことがあれば、

契約者…法人  
被保険者…経営者  
保険金受取人…経営者の家族等

取り崩さなければ解約返戻率は悪化していき、当初予定していた効果は得られなくなってしまう。

一方、終身保険は一生保障であるため、解約返戻金はずっと上昇していき、いつまでも安心して持つていられる保険であるといえよう。

（注）次のような契約形態で、あえて給与（役員報酬）扱いと

「死亡保険金」を、勇退する場合には、それまで貯まった「解約返戻金」を退職金等に活用することができる。

もちろん、退職時だけでなく、会社の経営上どうしても資金が必要になったときには、全部解約・一部解約することで解約返戻金を活用できる。そのほか、解約返戻金の一定の範囲内で契約者貸付を受けることも可能だ。保険料の払込期間は経営者の勇退年齢に合わせる人が多い。払込みが完了した終身保険の名義を法人から経営者に変更し、個人の保険として持ち続けることが可能だ。個人として持つことで、経営者の相続対策（納税資金準備等）に活用できる。

解約返戻金相当額は退職所得として申告する  
こうした名義変更は、会社が

### ③ この保険を活用するメリット

(i) 解約返戻金のピーク・コントロールが不要  
定期保険や増え定期保険などは、期間の定めがある生命保険なので、増えた解約返戻金は、保険期間満了に向けて減り続けていき、最終的にはゼロとなる。解約返戻金のピークに合わせて

(ii) 解約時の益金がコントロールしやすい  
法人で契約した生命保険を解約するときには、図表3の計算式に基づいて「保険による差益」を益金に算入する。例えば、保険料の全額を損金算入している生命保険

図表3 生命保険の益金の算出方法

$$\text{解約返戻金} \cdot \text{死亡保険金} - \text{資産計上累計額} = \text{益金}$$

の場合には、資産計上に積み立てている保険料はゼロのため、解約返戻金や死亡保険金が全額益金となる。この益金に対して、退職金等の使いみちがあれば「見合い損金」となるが、使途がない場合には解約返戻金に課税されることになる。毎年保険料を払って節税ができたと思っ

終身保険は、保険料の全額を資産計上しており、解約返戻金や死亡保険金との差額が小さいため、解約時の益金の使途に頭を悩ませる心配がない。さらに、保険料負担が難しくなった場合に「払済」という手段があるが、もともと益金が少ないので払済時の「洗替え処理」の面でも全額損金の保険料より実行しやすい。